

小 税 課 第 225 号
令和 8 年 8 月 19 日

公 示 送 達 書

小城市長 南里 隆



下記の書類を送達しようとしたが、受取人の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるため（又は地方税法の施行地に無いため）地方税法第 20 条の 2 及び小城市税条例第 18 条の規定により公示送達します。

記

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報
別紙のとおり

2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
別紙のとおり

3 注意事項

- (1) 公示送達をする書類は、当市税務課に保管してありますので、いつでも送達を受けるべき者に交付します。
- (2) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

【別紙】

通知書番号	送達すべき書類を特定するために必要な情報	送達を受けるべき者の氏名又は名称
88630	・令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書 ・令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税税額変更（決定）通知書	松本 成将